



2024年04月19日

各 位

株式会社 赤阪鐵工所

經濟安全保障推進法に基づく供給確保計画の認定を取得

この度、弊社赤阪鐵工所は、「經濟施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条」に基づき、2024年3月14日付けで、船舶用機関（4ストロークのエンジン）を安定的に生産することができる体制を整備するため、試験運転台設備及び新燃料供給設備の増設に関する供給確保計画を提出し、2024年4月3日付で国土交通大臣より認定を取得致しました（供給確保計画認定番号 2024 船舶の部品第9号-1）

2024年2月2日に經濟安全保障推進法に基づく特定重要物質として指定されている船舶の部品の対象に「4ストロークの船舶用機関（エンジン）」が追加されました。

食料やエネルギー等の調達には、海上輸送が大きな役割を担っており、船舶の部品の安定的な生産と、それによる船舶の安定供給の確保が、国民生活・經濟活動に欠かせないと位置づけられています。温室効果ガス排出に関する国際的な規制の高まりの中、規制動向に対応した4ストロークの船舶用機関を安定的に生産することが求められています。

弊社は、新燃料エンジンの供給能力を確保するため、中港工場への「試験運転台設備及び新燃料供給設備」の増設を今年度中に完成させ、メタノール燃料をはじめとする新燃料機関の市場供給体制を構築します。メタノール燃料機関に関しましては2026年度に開発完了、2027年度からの供給体制の確保を図ります。さらに水素混焼機関やアンモニア燃料機関など、市場動向・変化に基づき予測される需要に対応した製品の製造能力確保に注力して参ります。

以上